

令和4年4月13日

中学校第1～3学年生徒の保護者の皆様

苫小牧市教育委員会

苫小牧市立中学校における部活動の在り方について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃から苫小牧市の学校教育に対しまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、部活動は、学校教育活動の一環として行われ、スポーツや芸術・文化を通して生徒の個性や能力を伸ばし、社会性や人間性を育むなど長年その意義が認められてきました。しかし、生徒は、連日または長時間にわたる活動により十分に休養がとれないことや、教員は、長時間勤務による多忙感が募るなど改善すべき課題が全国で見られるようになりました。

そこで、スポーツ庁は部活動において、抜本的な改革に取り組む必要があるとし、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、同年12月には文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。平成31年1月には北海道と北海道教育委員会が「北海道部活動の在り方に関する方針」を策定しました。これらの方針等を受け、苫小牧市教育委員会は「苫小牧市部活動ガイドライン」を令和元年9月に策定し、令和3年3月に一部改正しました。

各学校においてはこれらの方針やガイドラインに則り、生徒の負担等を考慮し適切に休養日等を設ける部活動の運営を実施いたします。ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 「苫小牧市部活動ガイドライン」の主な内容

- (1) 原則、1日の活動時間は平日2時間、学校休業日は3時間とします。
- (2) 中体連等が主催する大会等の前日から起算して1か月以内の期間の場合には、活動時間の上限（特例）の範囲内で活動することができます。
- (3) 活動時間の上限（特例）について、1日の活動時間は、学校の休業日は4時間程度とし、1週間の活動時間は長くても16時間程度とします。
- (4) 原則、週2日以上（平日1日、土日1日以上）の休養日を設定した上で、年間累計休養日を104日以上とします。また、学校閉庁日も休養日（9日）とし、合計113日の休養日を確保します。
- (5) 大会やコンクール等の前日から起算した1か月以内の期間の週末、または祝日にやむを得ず活動を行う場合は、休養日を他の日に振り替えます。
- (6) 本ガイドラインは、令和3年度から完全実施とします。

2 その他

- (1) 「苫小牧市部活動ガイドライン」は、本市ホームページにて公開しております。
- (2) 各学校における部活動運営の在り方については、所属する中学校へお問い合わせください。